第53回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報 (法令および定款に基づくみなし提供事項)

法令および当社定款第16条の規定に基づき、第53回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ(http://www.ccwest.co.jp)に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

- (1) 事業報告の「会社の現況」のうち「業務の適正を確保するための体制」および「株式会社の支配に関する基本方針」 1~7頁
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」

8~22頁

(3) 計算書類の「個別注記表」

23~29頁



会社の現況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社の業務の適正を確保するための体制(以下、内部 統制という。)の整備について、次のとおり定めております。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため の体制

当社およびグループ各社の役員・社員全員が法令・定款を遵守し社会的 規範に従った行動をとるため、コンプライアンス体制に係る規程を制定 するとともに、行動規範を策定する。特に反社会的勢力および団体に対し ては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、コンプライアンス体制 の徹底をはかるため、当社にCSRに関する担当部門を設置し、当該部門 においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、当該 部門を中心に役員・社員の教育等を行う。また、内部監査に関する担当 部門は、CSRに関する担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況 を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告 されるものとする。法令上疑義がある行為等について当社およびグループ 各社の役員・社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設け、 運営する。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項 文書管理規定を制定し、これに従い、取締役の職務執行に係る情報を 文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、CSRに関する担当部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、役員・社員が共有するグループの目標および基本的な権限 分配を定め、代表取締役はその目標達成のためにグループ各社・各部門の 具体的目標ならびにグループにおける意思決定ルールに基づく権限分配を 含めた効率的な達成の方法を定める。
- e. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

当社にグループ全体の内部統制に関する担当部門を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

f. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する 事項

監査役は、内部監査に関する担当部門に所属する社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

また、監査役がその補助すべき社員を置くことを求めた場合は、当該 社員に関する体制を構築するものとする。

g. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会 への報告に関する体制

取締役は、当社およびグループ各社の役員・社員が、監査役会に対して、法定の事項に加え、グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

h. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当事業年度末日における基本方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、①世界中の国や地域で人々に爽やかさとうるおいを届け、人々の生活スタイルの一部となっている「コカ・コーラ」ブランドを、地域社会に根付かせていくこと、②「いつでもどこでも誰にでも、高品質で安心して飲んでいただける商品」をお届けできるように品質安全性に対してこだわりと情熱を持って積極的に取り組んでいくこと、③お客さまの満足を徹底して追求していこうとする強い使命感を持った社員の存在を理解し、社員一人ひとりに報いるべく彼らの働きがいと生活を大切にすること、④豊かな社会の実現の一助となるよう努力を続ける企業市民としての責任感をもって地域社会への貢献ならびに環境問題への積極的な取り組みを行うこと、これらを十分に理解し、ステークホルダーであるお客さま・お得意さま、株主のみなさま、社員との信頼関係を維持し、ステークホルダーのみなさまの期待に応えていきながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

b. 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、「飲料ビジネスの未来を創造します」という経営理念のもと、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社(ザ コカ・コーラカンパニー100%出資)の戦略的パートナーとして、商品開発やテストマーケティングなどさまざまな取り組みを協働で展開し、日本のコカ・コーラビジネスの変革をリードする役割を担うとともに、ステークホルダーであるお客さま・お得意さま、株主のみなさま、社員から信頼される企業作りに努めております。

清涼飲料業界においては、市場が成熟化し、大きな成長が期待できない中、清涼飲料各社間の業務提携が拡大するなど生き残りをかけた業界再編が一段と加速しており、当社を取り巻く経営環境はさらに厳しくなることが見込まれます。

このような状況の中、当社は「営業の変革」、「SCM(サプライチェーンマネジメント)の変革」、「お客さま起点への行動変革」の3つの変革を徹底して実行することにより、厳しい経営環境においても着実に利益を上げることができる経営基盤を確立し、筋肉質で強固な企業集団を目指していきます。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、平成11年3月に取締役会の改革および執行役員制度の導入を行っており、意思決定および経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とするなどの施策を実施しております。

また、当社の特徴として、平成18年7月に経営の効率性および透明性を向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益を増大させることを目的に、有識経験者から適切なアドバイスを受けるための経営諮問委員会を設置しております。さらに当社は現在、取締役10名中2名が社外取締役、監査役5名中3名が社外監査役であり、取締役会において、取締役の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、第三者の立場からの適切なアドバイスを適宜受けております。また、取締役および監査役が、執行役員で構成される経営会議等の重要な会議にも出席し、執行役員の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、業務執行上、疑義が生じた場合においては、弁護士および会計監査人に適宜、助言を仰ぐ体制を敷いております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の 決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年3月25日開催の第52回定時株主総会において株主のみなさまの承認を受け、「当社株式の大量買付行為に関する対応策」(以下、本プランという。)を導入いたしました。本プランは、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または②公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類する行為またはこれらの提案(以下、買付等と総称する。)を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに事業計画や代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保するとともに、株主のみなさまのために買収者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、上記基本方針に反する買付等を抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る 買付者等には、別途当社の定める書式により、本プランの手続きを遵守 する旨の誓約文言等を記載した意向表明書等の提出に続き、買付等に 関する情報等を記載した買付説明書の提出を求めます。その後、当社 経営陣から独立した、企業経営等に関する専門的知識を有する者(現時点 においては当社経営陣から独立した社外の有識者4名)から構成される 企業価値評価委員会が、必要に応じ、当社取締役会から、買付者等の 買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。)、 その根拠資料、代替案(もしあれば)等の提供を受けた上で、買付者等 の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する 情報収集・比較検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等 との協議・交渉等や、当社取締役会の提示する事業計画や代替案等の 株主のみなさまに対する提示等を行います。なお、企業価値評価委員会 は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、 公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の 助言を得ることができるものとします。

企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを 遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との 協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては 株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等で ある場合など本プランに定める要件に該当すると判断し、後述する 新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合 には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すること を勧告します。なお、企業価値評価委員会から予め新株予約権の無償 割当ての実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告がなされた 場合など一定の場合には、実務上可能な限り速やかに株主総会(以下、 株主意思確認総会という。)を招集し、新株予約権の無償割当ての実施 に関する議案を付議するものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、また株主意思確認総会が開催された場合にはその決議に従い、新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。

本プランの有効期間は、第52回定時株主総会後3年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり ます。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会 により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは その時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てがなされた場合、株主のみなさまが新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、原則として、買付者等以外の株主のみなさまが保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。)。一方、本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主のみなさまにより本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主のみなさまに対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.ccwest.co.jp/news/report.php?year=2010) に掲載している平成22年2月3日付プレスリリースをご覧ください。

c. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記 b. (a) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、前記 b. (b) に記載のとおり、企業価値ひいては 株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、 当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、買収防衛策に 関する指針の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するもので あること、独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示により透明な運営 が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が設定され、 当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されて いること、企業価値評価委員会は当社の費用で独立した第三者(ファイナ ンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の 専門家を含みます。)を利用することができるとされていること、有効 期間が最長約3年と定められた上、デッドハンド型買収防衛策やスロー ハンド型買収防衛策ではないことなどにより、その公正性・客観性が担保 されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 19社

平成22年1月1日付の販売機能を担う連結子会社の再編に伴い、当社が、 当社の連結子会社1社を吸収合併したことにより、連結子会社の数は1社 減少しております。

一方、平成22年10月1日付のキューサイ株式会社の株式取得に伴い、 子会社が6社増加したため、同日以降、連結の範囲に含めております。

- (2) 主要な連結子会社の名称
 - 主要な連結子会社の名称については、「事業報告 1.企業集団の現況
 - (8) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の数 4社

平成22年9月27日付で株式会社アペックス西日本に対し出資したことにより、同社は当社の関連会社となりました。これに伴い平成22年10月1日以降、持分法を適用しております。

- (2) 主要な持分法適用の関連会社の名称 南九州コカ・コーラボトリング株式会社
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - a. 有価証券
 - (a) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
 - (b) その他有価証券

時価のあるもの: 当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評

価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価

は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの:主として移動平均法による原価法を採用しております。

b. たな卸資産

(a) 商品、製品、仕掛品および原材料

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価の切下げの方法)を採用しております。

(b) 貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - a. 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (a) 販売機器

定額法によっており、主な耐用年数は5~6年であります。

(b) 販売機器以外

主として定率法によっており、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3 \sim 60年

機械装置及び運搬具 3~20年

b. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - a. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込み額を計上しております。

b. 販売促進引当金

一部の連結子会社において採用している販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

c. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務(債務の減額)は、その発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(1年)による定額法により按分した額を発生 時から費用の減額処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により 按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとして おります。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その

- 3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に 与える影響はありません。
- d. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに充てるため、一部の連結子会社におきまして は内規に基づく当連結会計年度末の必要見込み相当額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - a. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
 - b. 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- 5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項 連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用して おります。
- 6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項 のれんおよび負ののれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間(計上後20年以内)で均等償却することとしております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」等の適用

平成22年4月1日以後実施される企業結合および事業分離等から「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が適用されることに伴い、同基準日以後に実施される企業結合および事業分離等についてこれらの会計基準を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

「のれん償却額」は、前連結会計年度においては相殺し、営業外収益の「負ののれん償却額」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度では販売費及び一般管理費に含めて表示しております。なお、前連結会計年度において「負ののれん償却額」と相殺した「のれん償却額」は54百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1. 担保に供している資産および担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物223百万円機械装置及び運搬具23百万円土地201百万円計448百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金17百万円長期借入金291百万円計309百万円

- 2. 有形固定資産の減価償却累計額 261,767百万円
- 3. 期末日満期手形の処理方法

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。当連結会計 年度末日は金融機関の休日のため、期末日満期手形が期末残高に次のとおり 含まれております。

受取手形及び売掛金

19百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	111,125千株	_	_	111,125千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 3月25日 定時株主総会	普通株式	2,099百万円	21円	平成21年 12月31日	平成22年 3月26日
平成22年 8月3日 取締役会	普通株式	1,999百万円	20円	平成22年 6月30日	平成22年 9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 3月24日 定時株主 総会	普通株式	1,999百万円	利益剰余金	20円	平成22年 12月31日	平成23年 3月25日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を重視し、流動性を確保した 上で、収益性を追求する方針であります。また、資金調達については、運転 資金は銀行からの短期借入、中長期的な必要資金は金融市場の動向を考慮 し、最適な時期、手段を選択し調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが3ヵ月以内の回収期日であります。また、有価証券及び投資有価証券は主に業務上の関係を有する株式および一時的な余資運用の債券であり、市場価格の変動リスクおよび信用リスクに晒されております。 営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

長期借入金に係る債務は、連結子会社であるキューサイ株式会社が、平成 18年度に実施した組織再編に伴う株式取得時の資金調達を目的としたもので あり、償還日は最長で決算日後6年であります。

社債およびファイナンスリース取引に係る債務は、設備投資に係る資金 調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、社内規定に従い、営業債権について営業部門および財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務 状況を把握しております。なお、公社債等の債券につきましては、格付けの 高いもののみを運用対象としているため、信用リスクは僅少であります。 ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務部門にて定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクの備えとして、当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額 については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	24, 208	24, 208	_
(2) 受取手形及び売掛金	23, 507		
貸倒引当金(注) 2	△136		
受取手形及び売掛金 (純額)	23, 371	23, 371	-
(3) 有価証券及び投資有価証券(注) 3			
① 満期保有目的の債券	9, 914	9, 809	△104
② その他有価証券	19, 594	19, 594	_
資産計	77, 088	76, 983	△104

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 支払手形及び買掛金	14, 615	14, 615	_
(2) 未払法人税等	1,616	1,616	_
(3) 未払金	15, 558	15, 558	_
(4) 社債	50,000	50, 715	715
(5) 長期借入金	15, 384	15, 306	△77
(6) リース債務	2, 263	2, 209	△53
負債計	99, 439	100, 022	583

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券 は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によって

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、ならびに(3) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債

社債の時価については、市場価格によっております。

(5) 長期借入金

おります。

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を 同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在 価値により算定しております。また、変動金利によるものは、短期 間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額によっております。なお、連結貸借対照表 に計上しております1年内返済予定の長期借入金は、当該項目に 含めて記載しております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同一の残存期間で同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- 2. 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- 3. 投資有価証券に含まれる非上場株式 (連結貸借対照表計上額777百万円) および、組合出資金(連結貸借対照表計上額21百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

<追加情報>

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業 会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社および一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、遊休不動産 および賃貸用不動産を所有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
(百万円)	(百万円)
9, 687	12, 212

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定 士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、 第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や、適切に 市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていな い場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっておりま す。また、重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に 市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価と しております。

<追加情報>

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日) および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却額 3,651百万円 退職給付引当金 2,288百万円 関係会社整理損 3,931百万円 繰越欠損金 6,070百万円 減損損失 1,757百万円 その他 4,208百万円 繰延税金資産小計 21,908百万円

評価性引当額 <u>△ 2,663百万円</u> 繰延税金資産合計 19,245百万円

繰延税金負債

 圧縮記帳積立金
 △ 1,478百万円

 土地評価差額
 △ 2,135百万円

 前払年金費用
 △ 4,432百万円

 退職給付信託設定益
 △ 1,749百万円

 その他
 △ 776百万円

繰延税金負債合計 <u>△ 10,571百万円</u> 繰延税金資産の純額 8,673百万円

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの主たる退職給付制度は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度および退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度および前払退職金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

企業年金基金制度は当社(旧コカ・コーラウエストジャパン株式会社) 他6社にて構成する連合型の企業年金基金であり、年金給付額の計算は、職責 に応じて退職金ポイントを付与するポイント制を採用しております。また、 適格退職年金制度は、当社(旧三笠コカ・コーラボトリング株式会社)他2社 にて設けており、確定拠出年金制度および前払退職金制度は、当社(旧近畿 コカ・コーラボトリング株式会社)他6社にて設けております。

平成23年1月1日より、旧ボトラー(コカ・コーラウエストジャパン株式会社、近畿コカ・コーラボトリング株式会社、三笠コカ・コーラボトリング株式会社)ごとに異なっていた上述の退職給付制度を統一し、新たに当社他6社にて構成する連合型の企業年金基金制度と、一部に確定拠出年金制度を併用する新制度に移行しております。これに伴い、適格退職年金制度および前払退職金制度を廃止いたしました。

なお、当該退職給付制度の変更に係る規定の改正および従業員の定年延長を 当連結会計年度に実施したことにより、過去勤務債務(債務の減額)が発生 いたしました。

2. 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務
年金資産
前払年金費用
退職給付引当金
未認識過去勤務債務(債務の減額)
未認識数理計算上の差異
35,984百万円
33,325百万円
△ 10,934百万円
5,622百万円
745百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用 2,793百万円 勤務費用 1,599百万円 利息費用 925百万円 期待運用収益 △ 1,053百万円 過去勤務債務の費用の減額処理額 △ 792百万円 数理計算上の差異の費用処理額 1,647百万円 その他 467百万円

- (注) 1. 勤務費用は、簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用を含んでおります。
 - 2. その他は、確定拠出年金への掛金および従業員への前払退職金の支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率 主として2.5% 期待運用収益率 主として3.0% 退職給付見込み額の期間配分方法 期間定額基準 過去勤務債務の処理年数 3 1 年 (12ヵ月) 数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から主として10年

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

- 1. 被取得企業の名称および事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、 企業結合の法的形式ならびに結合後企業の名称および取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 キューサイ株式会社

事業の内容 健康食品・健康関連商品の製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、コカ・コーラ事業を通じて、将来にわたって企業価値を 向上し続けていくことを経営の基本方針として事業に取り組んでおります。

一方、キューサイグループは「良質安全な商品とサービスを以って、健康と幸せを世の中に提供する」ことを基本理念とし、今後も成長が見込まれる健康食品市場において、業界のパイオニア的な存在として卓越した知名度と圧倒的なブランド力で、事業基盤を確立し成長しております。

当社は、同社を100%子会社とすることで、飲料市場と健康食品市場の両方において事業を展開することが、将来のさらなる企業価値の向上に繋がるものと判断いたしました。

- (3) 企業結合日 平成22年10月1日
- (4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率 100%
- 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間 平成22年10月1日から平成22年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価35,922百万円取得に直接要した費用597百万円取得原価36,519百万円

- 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
 - (1) 発生したのれんの金額 49,421百万円
 - (2) 発生原因

主として同社グループが営む健康食品の製造・販売事業において期待 される収益力によるものであります。

- (3) 償却方法および償却期間 20年間の均等償却を行っております。
- 5. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	5,500百万円
固定資産	12,917百万円
資産合計	18,418百万円
流動負債	30,205百万円
固定負債	862百万円
負債合計	31,068百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産2,260円03銭1株当たり当期純利益75円84銭

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
 - (2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - (3) その他有価証券

時価のあるもの: 当事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)を採用しております。

時価のないもの: 主として移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - (1) 商品、製品、仕掛品および原材料 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく 簿価の切下げの方法)を採用しております。
 - (2) 貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に 基づく簿価の切下げの方法)を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - a. 販売機器 定額法によっており、主な耐用年数は5~6年であります。
 - b. 販売機器以外定率法によっており、主な耐用年数は次のとおりであります。建物 3~50年

機械及び装置 5~20年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており ます。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務(債務の減額)は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年)による定額法により按分した額を発生時から費用の減額処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」 (企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える 影響はありません。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間(計上後20年以内)で均等償却することとしております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 210,553百万円

2. 期末日満期手形の処理方法

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。当事業年度 末日は金融機関の休日のため、期末日満期手形が期末残高に次のとおり含まれ ております。

受取手形 18百万円

3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務(貸借対照表に区分掲記したもの を除く)

短期金銭債権 4,804百万円 短期金銭債務 10,474百万円 長期金銭債権 31百万円 長期金銭債務 140百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高(損益計算書に区分掲記したものを除く)

売上高 30,897百万円 仕入高及び委託加工費等 26,726百万円 販売費及び一般管理費 31,432百万円 その他(営業取引以外) 1,653百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数	株式数	株式数	株式数
普通株式	11,150千株	2千株	0千株	11, 152千株

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2. 自己株式の普通株式の減少0千株は、単元未満株式の買増しによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却額 2,997百万円 退職給付引当金 1,544百万円 減損損失 1,315百万円 繰越欠損金 1,093百万円 その他 4,162百万円 繰延税金資産小計 11.113百万円 △ 2,478百万円 評価性引当額 繰延税金資産合計 8,635百万円 繰延税金負債 圧縮記帳積立金 947百万円 \wedge 十地評価差額 2,047百万円 \wedge

土地評価差額 △ 2,047百万円前払年金費用 △ 3,947百万円退職給付信託設定益 △ 1,749百万円その他 △ 688百万円

繰延税金負債合計 <u>△ 9,379百万円</u> 繰延税金資産の純額 △ 743百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

ĺ				資本金又は			関係	内容				
	種類	会社等の名称	住所	出資金	事業の内容	議決権の所有(非 所有)割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
İ	子会社	キューサイ	福岡市	349	健康食 品の製	所有	兼任	資金の	資金の 貸付	13, 680	関係会 社短期 貸付金	2,000
	于云礼	㈱	中央区	349	造・販 売	100.0%	4名	貸付	資金の 回収	2,000	関係会 社長期 貸付金	9, 680

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度 および退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金 制度および前払退職金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して 割増退職金を支払う場合があります。

企業年金基金制度は、当社(旧コカ・コーラウエストジャパン株式会社) 他6社にて構成する連合型の企業年金基金であり、年金給付額の計算は、職責 に応じて退職金ポイントを付与するポイント制を採用しております。また、 適格退職年金制度は旧三笠コカ・コーラボトリング株式会社にて、確定拠出 年金制度および前払退職金制度は旧近畿コカ・コーラボトリング株式会社 にて設けていた制度であります。

平成23年1月1日より、旧ボトラー(コカ・コーラウエストジャパン株式会社、近畿コカ・コーラボトリング株式会社、三笠コカ・コーラボトリング株式会社)ごとに異なっていた上述の退職給付制度を統一し、新たに当社他6社にて構成する連合型の企業年金基金制度と、一部に確定拠出年金制度を併用する新制度に移行しております。これに伴い、適格退職年金制度および前払退職金制度を廃止いたしました。

なお、当該退職給付制度の変更に係る規定の改正および従業員の定年延長を 当事業年度に実施したことにより、過去勤務債務(債務の減額)が発生いたし ました。

2. 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務		30,723百万円
年金資産		29,678百万円
前払年金費用	\triangle	9,770百万円
退職給付引当金		3,822百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	\triangle	379百万円
未認識数理計算上の差異		7,373百万円

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用 2,085百万円 勤務費用 860百万円 利息費用 798百万円 期待運用収益 △ 929百万円 過去勤務債務の費用の減額処理額 △ 531百万円 数理計算上の差異の費用処理額 1,581百万円 その他 306百万円

(注) その他は、確定拠出年金への掛金および従業員への前払退職金の支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率 2.5%

期待運用収益率 3.0%

退職給付見込み額の期間配分方法 期間定額基準

過去勤務債務の処理年数 1年(12ヵ月)

数理計算上の差異の処理年数 翌事業年度から主として10年

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

- 1. 結合当事企業の名称および事業の内容、企業結合の法的形式、企業結合後の 名称ならびに取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業等の名称および事業の内容

結合当事企業

名称 コカ・コーラウエスト株式会社

事業内容 飲料の製造・販売

被結合当事企業

名称 西日本ビバレッジ株式会社

事業内容 飲料の販売

(2) 企業結合の法的形式、企業結合後の名称

コカ・コーラウエスト株式会社を存続会社、西日本ビバレッジ株式会社を 消滅会社とする吸収合併であり、結合後の名称はコカ・コーラウエスト株式 会社となっております。なお、合併による新株式の発行および金銭等の交付 は行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

平成21年1月1日に実施した当社と当社の営業機能を担う子会社との統合に引き続き、さらなる経営基盤の強化、当社グループにおけるベンディングビジネスの強化ならびに統合による効率化を図るべく、西日本ビバレッジ株式会社、コカ・コーラウエストジャパンセールス株式会社、関西ビバレッジサービス株式会社の3社が行っている事業を、会社分割等の手法により、西日本ビバレッジ株式会社(存続会社:関西ビバレッジサービス株式会社)、ウエストベンディング株式会社(存続会社:コカ・コーラウエストジャパンセールス株式会社)、コカ・コーラウエストリテールサービス株式会社の3社に事業別に再編するとともに、会社分割後の(旧)西日本ビバレッジ株式会社を当社が吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当社が吸収合併消滅会社から受け入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と、当社が合併直前に保有していた吸収合併消滅会社株式との差額である832百万円を、抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産2,199円15銭1株当たり当期純利益64円81銭

以上